

おらほの納税教室

漁業や農業など個人事業での収入（不動産収入を含む）がある人へ

青色申告をはじめてみませんか？

青色申告と白色申告の違い

項 目	青色申告	白色申告
必要な帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	収入金額や必要経費を記載した帳簿（売上帳、仕入帳、経費帳など）
事前の届け出	必 要	不 要
作成書類	所得税青色申告決算書、貸借対照表、損益計算書	収支内訳書
税制上の優遇措置	さまざまな特典があります	なし

青色申告の主な特典

★青色申告特別控除…事業所得または不動産所得に係る取引を複式簿記により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書をその提出期限までに提出している人は、一定の要件のもとで事業所得などの金額から最高55万円を控除することができます。e-Taxによる申告（電子申告）または優良な電子帳簿保存の要件を満たしている場合は、最高65万円を控除することができます。

※正規の原則による記帳ではなく、簡易な帳簿による記帳の場合は、最高10万円の控除となります。

★青色事業専従者給与…青色申告者と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度に照らして相当であると認められる金額を必要経費に算入することができます（あらかじめ「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出する必要があります）。

青色申告をするためには、何をすればいいの？

青色申告をするためには、税務署への申請が必要です。青色申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を気仙沼税務署に提出して、承認を受ける必要があります。令和7年分から青色申告をはじめたい場合は、令和7年3月15日までに申請書を提出してください。

※青色申告について不明な点は気仙沼税務署(☎22-6780)へご相談ください。

青色申告の特典を生かして、節税効果を高めよう！

家族で事業を営んでいる場合や、毎年の収入の変動が大きいような場合は、青色申告をおすすめします。

上記の特典のほかにも、損失の繰り越し・繰り戻しなどの有利なことがあるので、節税効果は高くなります。

また、自分で申告するのが不安な人は、税理士に依頼する方法や商工会に相談する方法があり、これらの委託料などは、必要経費に含めることができます。

＊今月の税・保険料＊

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

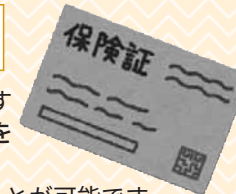
固定資産税……………第4期
国民健康保険税……………第6期
介護保険料……………第5期
後期高齢者医療保険料…第5期

納付期限
12月2日(月)

口座振替日
11月25日(月)

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372

マイナ保険証への移行について



12月2日(月)より被保険者証（健康保険証）からマイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証へと移行します。マイナ保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

なお、現在交付済みの国民健康保険の健康保険証については、令和7年7月31日まで利用することが可能です。マイナ保険証としての利用登録は、マイナポータルや医療機関の窓口で手続きすることができます。利用登録の手続きが分からないときは、町民税務課窓口か歌津総合支所でも利用登録することができますのでお気軽にお問い合わせください。

また、12月2日以降に国民健康保険に加入する人や国民健康保険の健康保険証を紛失した人で、マイナンバーカードを持っていない人やマイナ保険証として登録いただいていない人へは、健康保険証の代わりとして12月2日から使える資格確認書を交付させていただきます。従来の健康保険証と変わりなくお使いいただけるものとなっていますので、医療機関の窓口にもそのままお出しください。

資格確認書の有効期限は、これまでの国民健康保険証と同じ、翌年の7月31日までです。翌年の更新時期までに、マイナ保険証として利用登録がない場合は、これまでの保険証の更新と同様に1年間有効な資格確認書を送付する予定です。

【マイナ保険証利用で受けられるメリットの例】

- ・限度額認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除され、限度額認定証更新も不要になります。
- ・就職・転職・引越後も健康保険証として使えます。（役場での異動の手続きは必要となります。）
- ・利用者が同意すれば、初めての医療機関などでも、今までに使った正確な薬の情報を医師などと共有できます。
- ・マイナポータルでご自身の特定検診情報や薬剤情報・医療費情報を見ることができます。
- ・マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単になります。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

南三陸町国民健康保険加入者(40歳～74歳)の皆さまへ

年に1回必ず受診しましょう

無料です！

「特定健康診査」

まだ間に合います!!



特定健診は、生活習慣病（糖尿病、高血圧、脂質異常症など）と、その前段階であるメタボリックシンドロームの予防や早期発見を目的とした健診です。生活習慣病は、自覚症状なく進み心臓病や脳卒中など命に関わる病気を引き起こします。

1年に1度は特定健診を受診し、自分の健康管理に役立てましょう。

令和7年1月末まで下記指定医療機関での受診が可能です。

料金は「無料」です。まだ受診していない人は、ぜひお申し込みください。

指定医療機関【各医療機関へ事前予約が必要です】

南三陸町

・南三陸病院 ・佐藤徹内科クリニック ・歌津八番クリニック

気仙沼市

・猪苗代医院 ・うちクリニック ・大里胃腸科内科婦人科医院
・大友医院 ・おだか医院 ・小野医院 ・小野寺医院 ・小松クリニック
・鈴木医院 ・村岡外科クリニック ・森田医院 ・齋藤外科クリニック
・気仙沼市立病院附属本吉医院 ・すがわら内科クリニック
・もとよしクリニック ・こまつ内科医院 ・南気仙沼内科医院

登米市

・ささはら総合診療科

すでに、集団健診・個別健診・人間ドックを受診した人は、重複して受けることができません。

用意する物

保険証、受診票（7月にピンク色の封筒でご自宅に郵送しています）
※受診票をお持ちではない場合は、確認の上で再発行しますので、下記までご連絡ください。

追加健診 (11月)

7・8月の集団健診を受診できなかった人を対象に追加健診（集団健診と内容は同じ）を実施します。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373